令和7年度　津山市立中正小学校　学校いじめ問題対策基本方針

め　ざ　す　子　ど　も　像

◎夢をもち　かしこく　やさしく　元気な子を育てる
　〇かしこい子　　〇夢をもつ子
　〇やさしい子
　〇元気な子

い じ め 問 題 へ の 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方

・学校の教育活動全体を通じて，すべての児童に確かな人権感覚を養い，いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる取組を推進するため，いじめ対策委員会を設置し，生徒指導主事を中心に全教職員で連携し，実効的ないじめ問題の解決に向けての取組を行う。
・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに，誰もが活躍できる機会を設けるなどして，自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために児童アンケートを実施し，得られた情報を教職員間で共有したり必要に応じて児童との教育相談を行ったりする。
＜重点となる取組＞
　・児童の豊かな情操や道徳心，自分や他者の存在を認め，お互いに尊重し合う態度を養い，「無視」「悪口」「いやがらせ」などいじめにつながる行為は許さない集団を形成するとともに，教育相談を充実させ児童一人一人に寄り添いながら，児童が安心して生活できるようにする。
　・「いじめ防止啓発月間」において，児童会が実施する取組を支援し，いじめを許さず，トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
　・児童のインターネット利用実態を踏まえ，各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携

＜連携の内容＞
・学校基本方針をPTA総会で説明し，学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに，PTA研修会や地区別懇談会等を活用し，いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定して，取組の改善に生かす。
・学校評議員等，地域の方々との懇談の機会を設け，児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い，いじめの早期発見に努める。
・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
・学校便りやPTA便りに，いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し，活用を促す。

学　　校

い じ め 問 題 対 策 委 員 会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成，実行・検証・修正の推進，相談窓口，発生したいじめ事案への組織的な対応、保護者や地域への情報提供、年度ごとの取り組みの検証と改善。
　　※相談窓口（生徒指導・各担任）
＜対策委員会の開催時期＞
・年3回開催（学期ごと，必要に応じて外部委員も参加）
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼終礼等で伝達。
＜構成メンバー＞
・校外
　SSW，PTA会長，学校関係者，（カウンセラー）　等
・校内
　校長，教頭，各担任,生徒指導主事，養護教諭　等

全　教　職　員

関 係 機 関 等 と の 連 携

＜連携機関名＞
・津山市教育委員会・児童相談所・鶴山塾
＜連携の内容＞
・ネットパトロールによる監視,保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣

＜学校側の窓口＞
・教頭
＜連携機関名＞
・津山警察署・CAP
＜連携の内容＞
・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換,連絡会議の開催
＜学校側の窓口＞
・教頭

学　校　が　実　施　す　る　取　組

① いじめの未然防止	（教科・道徳・特別活動） ・道徳教育や人権教育、体験活動等学校の全教育活動において，児童にお互いを思いやる心情や生命を大切にする態度等、自他の人権を尊重する確かな人権感覚を育成する。また、特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童等）について、日常的に適切な支援を行う。 （居場所づくり） ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で，誰もが活躍できる機会を設定し，自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 （児童の主体的・自治的活動） ・いじめ防止啓発月間において,児童が主体となって集会等を考え企画するなど,いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 （研修） ・教職員の指導力向上や保護者への啓発のために児童のネット利用の状況等，いじめ問題について、外部講師を招聘するなどし研修会を行う。 （情報モラル教育） ・ネット上のいじめを防止するために，情報を発信する責任を自覚し，適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を，各学年において実態に応じた内容で行う。（5年時：掲示板・個人情報・なりすまし，6年時：メールの便利さと危険性について）
② いじめの早期発見	（実態把握） ・保護者と連携を図り、児童の様子を日頃から共有するため、日頃から連絡を取り合うとともに、年2回の個別懇談、参観日での学級懇談、必要に応じてケース会議等を行う。 ・児童の実態把握のためのアンケートを計画的に実施し，担任との年2回の教育相談を行うことで，児童の生活の様子を把握し，いじめの早期発見をはかる。 （相談体制の確立） ・相談担当の教職員やSCの配置を児童に周知すると同時に，全ての教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い，児童や保護者がいつでもいじめを訴えたり相談したりできる体制を整える。 （情報共有） ・児童の気になる変化や行為があった場合,記録を残し教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。毎週金曜日の終礼でクラスの児童の様子について 情報共有をする。 （家庭への啓発） ・積極的ないじめの認知につながるよう，いじめ対策の窓口やSCの来校予定などを周知し，家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	（いじめの有無の確認と組織的対応） ・いじめへの組織的な対応を検討するため，いじめ対策委員会を定期的に開催する。 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり，その可能性が明らかになったときは，いじめ対策委員会を中心に組織的に対応し速やかにいじめの事実の有無の確認を行い，いじめをやめさせるとともに再発防止に努める。 ・教育委員会や警察等の関係機関と日頃から連絡、相談を行い、連携していく。 （いじめを受けた児童といじめをしらせてきた児童への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には，いじめを受けた児童を最後まで守り抜くことを最優先に，当該児童及びその保護者に対して支援を行う。また，いじめを知らせてきた児童への必要な措置を講じる。 （いじめを行った児童への指導） ・いじめを行った児童に対しては，いじめは絶対に許されない行為であることや相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど，適切かつ毅然とした対処を行う。また,当該児童の周囲の環境や人間関係など，その背景を十分に把握し，保護者の協力を得ながら，健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 （いじめの解消と継続的な指導） ・いじめの事実を100％解消することをめざし、必要に応じて本人や保護者と継続的に面談等を行い、徹底して解消に取り組む。 ・いじめをうけた児童が心理的又は物理的な影響を受ける行為が3か月以上なくなっていることと、本人と保護者が心身の苦痛を感じていないことを確認できるまで対応を続ける。 ・いじめの事案について、事実の確認から解消まで、その時々の状況等を記録し保管する。